

第三次 稲城市食育推進計画



稲城市立第五保育園給食「なしのすけ お誕生日ケーキ」

バランスのとれた食事をおいしく・楽しく・感謝の気持ちで
～食卓に笑顔があふれるまち・いなぎ～

稲 城 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	第二次食育推進計画の進捗状況と成果	1
3	計画の性格と位置付け	2
4	計画の期間	2

第 2 章 稲城市の食をめぐる現状と課題

1	食生活の変化	3
2	健康寿命の延伸に関する状況	5
3	農家との交流や体験の大切さ	11
4	食の循環や環境への理解	11
5	安全で安心な食への理解	11
6	食生活に関する市民の価値観	12

第 3 章 食育推進の基本的な考え方

1	国が目指す食育の基本理念	14
2	本市が目指す食育の基本理念	14
3	基本目標	15
4	計画の体系	16

第 4 章 具体的な施策の展開

1	家庭における食育の推進	17
2	学校、保育所等における食育の推進	18
3	地域における食育の推進	20
4	食文化継承に向けた活動への支援等の推進	21
5	食の循環や環境を意識した食育の推進	22
6	安全で安心な食に関する情報の提供	24
7	食育推進運動の展開	24

第 5 章 食育推進の事例

第 6 章 計画の推進にむけて

1	推進体制	31
2	計画の進行管理と評価	31

資料

※ 課名につきましては、平成 30 年度の組織名で表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

食は命の源であり、生きていくために欠かすことのできないものです。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく役立ちます。

一方、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進むとともに、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えつつあるとされています。

平均寿命は男女ともに 80 年を超え、今後も平均寿命が延びることが予測される中、健康上の問題で、健康寿命の延伸につながる減塩等の推進や、メタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防や改善等が求められています。

このような状況のなか、私たち一人ひとりが、「食」の大切さを改めて見直し、「食」について学ぶ必要性が高まっていることから、「食育」の重要性が益々注目されています。

国は、「国民が生涯に渡って健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的として、現在、第3次食育推進基本計画（平成 28 年度から平成 32 年度）に基づき食育を推進しています。また、東京都では、東京都食育推進計画に基づき、健全な食生活に関する取組等を進めています。

本市では、これまで第二次稲城市食育推進計画に基づき、食を通じた健康づくり、食の安全など、分野ごとに取り組みを進めてまいりましたが、平成 30 年度をもって計画期間が満了することから、これまでの市の取り組みや成果、課題等を踏まえ、市の関係する施策を体系的に整理して、第三次稲城市食育推進計画を策定し、食育に関連する他の計画との連携を図りつつ、引き続き、計画に基づいた施策を着実かつ積極的に推進してまいります。

2 第二次食育推進計画の進捗状況と成果

本市においては、第二次稲城市食育推進計画（平成 26 年度から平成 30 年度）に基づき、目標の達成に向けて、以下の具体的な施策を展開し、食育を推進してまいりました。

- ① 家庭における食育の推進
（保育所での献立表の配布、公民館での料理教室、離乳食調理講習会他）
- ② 学校、幼稚園、保育所における食育の推進
（保育所等での調理保育指導・菜園の取組み、食育推進研修会開催他）
- ③ 地域における食育の推進
（イベント等での食事バランスガイドの普及、高齢者向け食生活講座開催他）
- ④ 食育推進運動の展開
（健康な食事づくり推進員主催の食生活講座の開催）
- ⑤ 農家と消費者との交流の促進

(小学校での植え付け・収穫等農家との交流による農業体験学習)

⑥ 食文化の継承のための活動への支援等の推進

(和食が含まれる学校給食の提供)

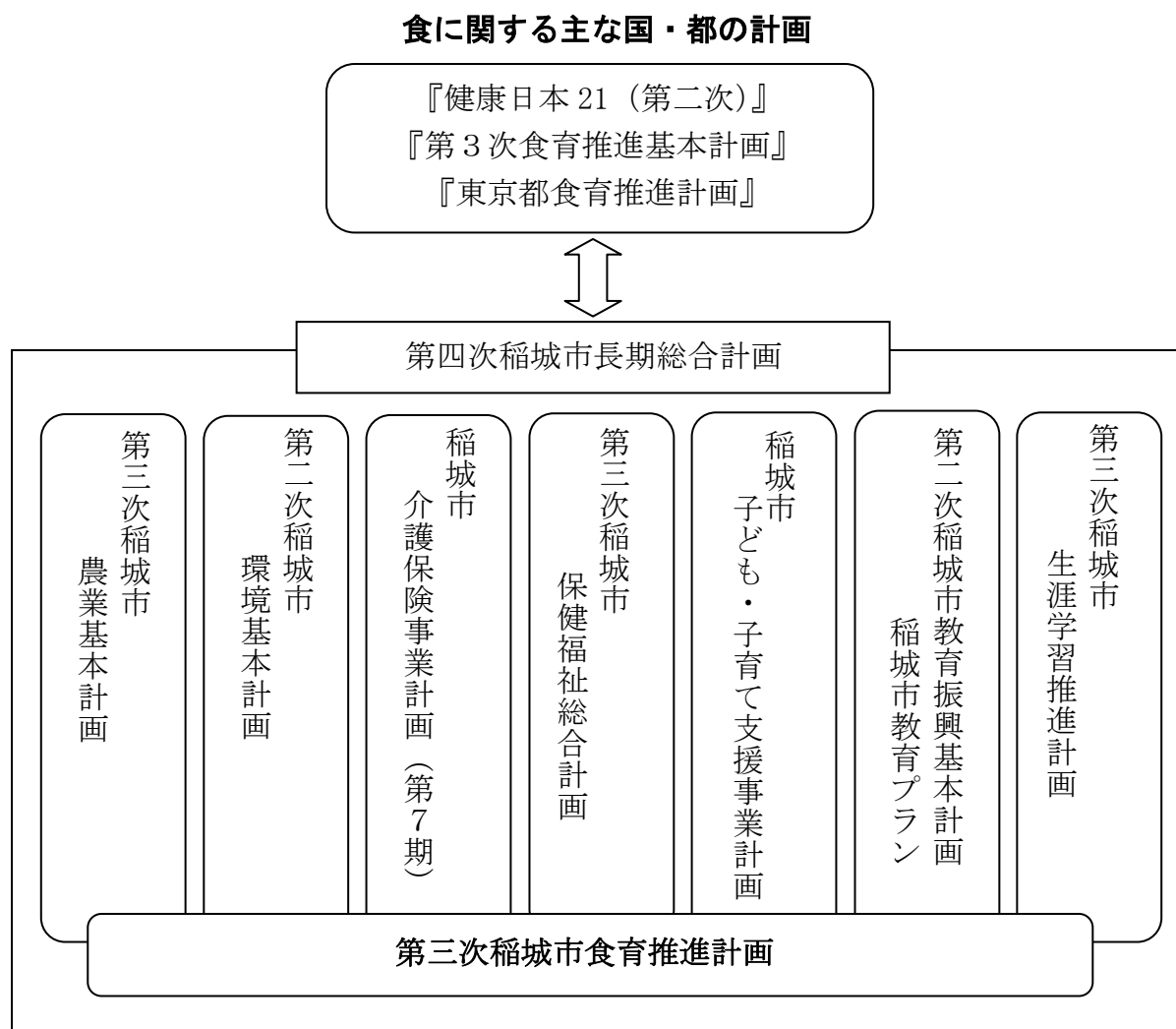
⑦ 安全で安心な食に関する情報の提供と市内産農産物の利用の推進

(健康に関する情報紙の定期発行、学校給食での市内農産物の活用)

3 計画の性格と位置付け

本計画は、食育という観点から総合的に食育を推進するため、基本的な考え方及び方向性、並びに取り組みなどを示した計画で、食育基本法第 18 条（市町村食育推進計画）に該当するものです。

計画の推進にあたっては、稲城市長期総合計画の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けたまちづくりを踏まえるとともに、国の「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」「第 3 次食育推進基本計画」、東京都の「東京都食育推進計画」及び本市における食育に関連する様々な計画との整合性を図るものです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とします。

第2章 稲城市の食をめぐる現状と課題

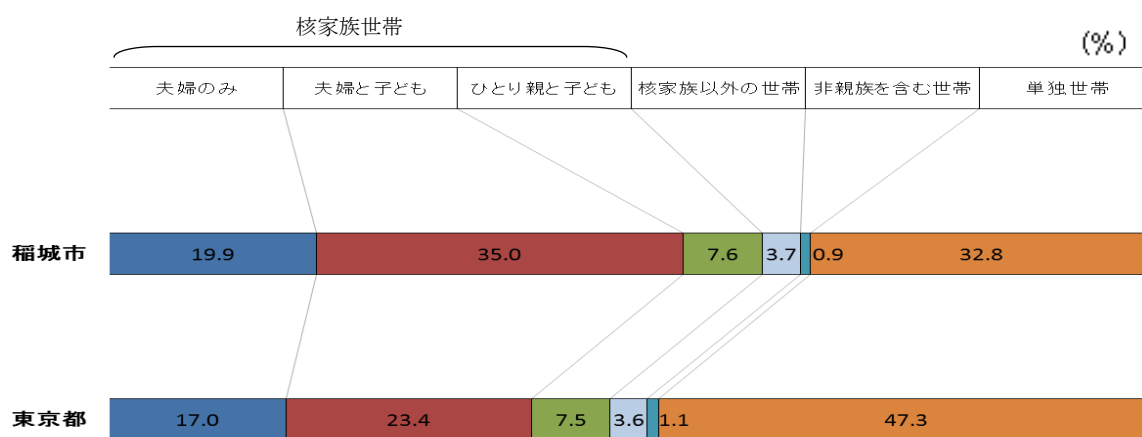
本章では、本市の食をめぐる現状と課題を分析しますが、分析データ、アンケート結果については、本市の結果及び、東京都の結果を近似値として掲載しています。

1 食生活の変化

(1) 世帯構造の変化

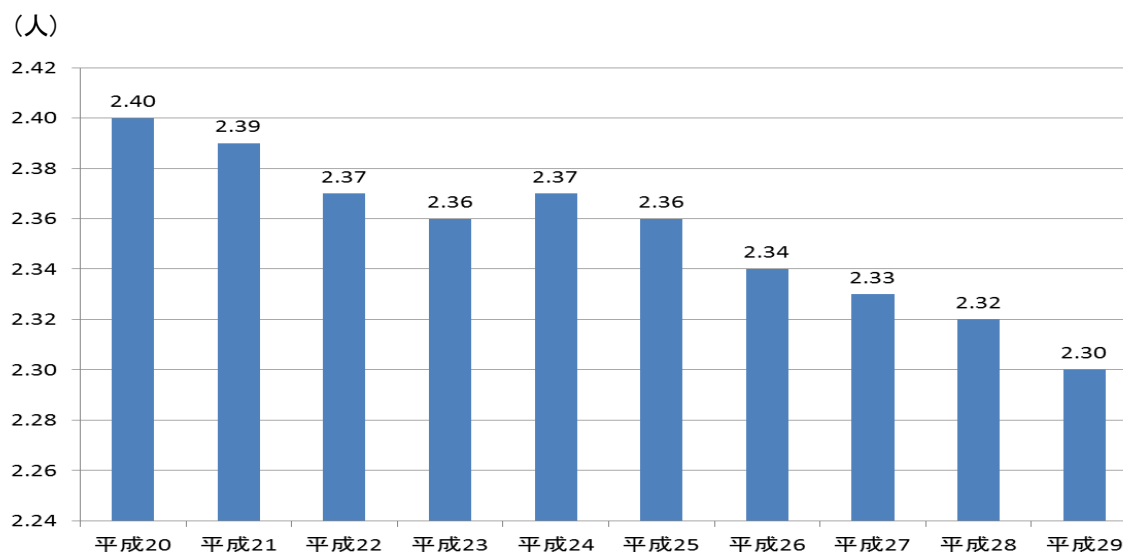
本市の人口は、区画整理の進捗等に伴う宅地化等により、依然として増加が続いています。世帯構造においても、夫婦のみ、夫婦と子どもなどの核家族世帯が半分以上を占めています（図1）。一方では、ひとり親と子ども、単独世帯の割合が増加傾向で1世帯あたりの人員数は平成29年では2.30人となっています（図2）。この世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。

<図1 一般世帯の構成比>



【出典：国勢調査（平成27年度）】

<図2 1世帯あたりの人員数の推移・稲城市>



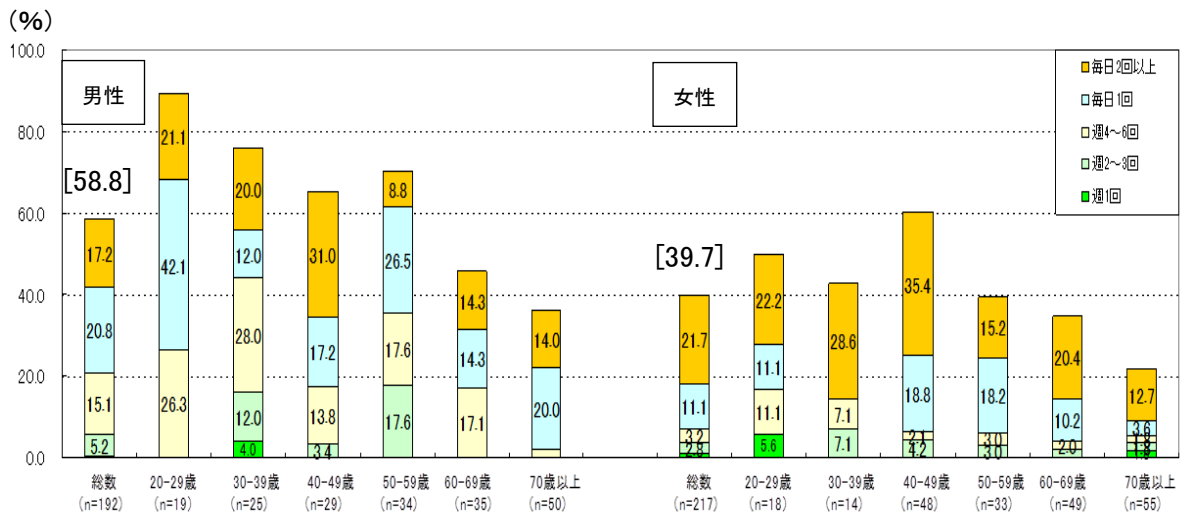
【出典：住民基本台帳（平成29年1月1日現在）】

(2) 食生活状況の変化

平成 27 年東京都民の健康・栄養状況の結果から、外食を週 1 回以上利用している者の割合 (図 3) は、男性 58.8%、女性 39.7%で、持ち帰りの弁当・惣菜を週 1 回以上利用している者の割合 (図 4) は、男性 43.3%、女性 49.9%で依然として、食の外部化率が高い値を占めています。食材の購入時には、産地等が表示されていることが多く、それらを確認した食材の選別や活用が可能ですが、持ち帰りの弁当や惣菜の購入時には、必ずしもそれら全ての情報が表示されていないこともあります。そのため、市民による食の安全、安心に関わる情報の適切な選別、活用を促進する必要性も高まっています。

<図 3 外食を利用している頻度 (20 歳以上、性・年齢階級別)・東京都>

問：あなたは、外食 (飲食店での食事) をどのくらい利用していますか。



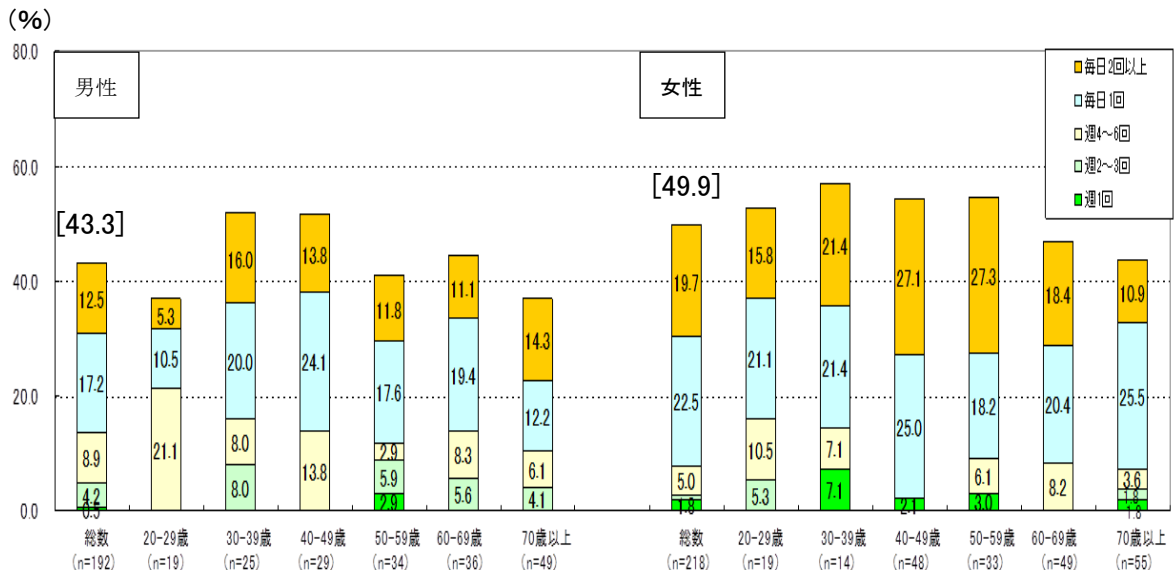
【出典：平成 27 年東京都民の健康・栄養状況】

n = 対象人数

<図 4 持ち帰りの弁当・惣菜を利用している頻度

(20 歳以上、性・年齢階級別)・東京都>

問：あなたは、持ち帰りの弁当や惣菜をどのくらい利用していますか。



【出典：平成 27 年東京都民の健康・栄養状況】

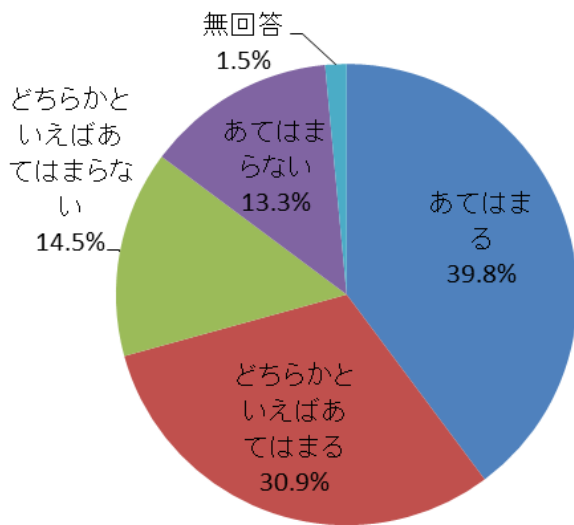
n = 対象人数

(3) ライフスタイル等の多様化による共食の変化

食事をする時は誰かと一緒に食べている者の割合は 39.8%、どちらかといえば誰かと一緒に食べている者の割合（図5）は 30.9%で7割の者が誰かと一緒に食べる「共食」をしていました。しかし、様々な家族の状況や生活の多様化により、家族との共食が難しい人も増えています。家族との共食は難しいが、共食により食を通じたコミュニケーション等を図りたい人にとって、地域やコミュニティ等を通じて、様々な人と共食する機会を増やすことは重要です。このため家庭のみならず、地域等における共食の推進が大切です。

<図5 稲城市の共食をしている者の割合>

問：食事をする時は誰かと一緒に食べていますか。



回答内容	人
あてはまる	445
どちらかといえばあてはまる	345
どちらかといえばあてはまらない	162
あてはまらない	149
無回答	17
合計	1,118

【出典：保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査～H28 保健医療調査～】

2 健康寿命の延伸に関する状況

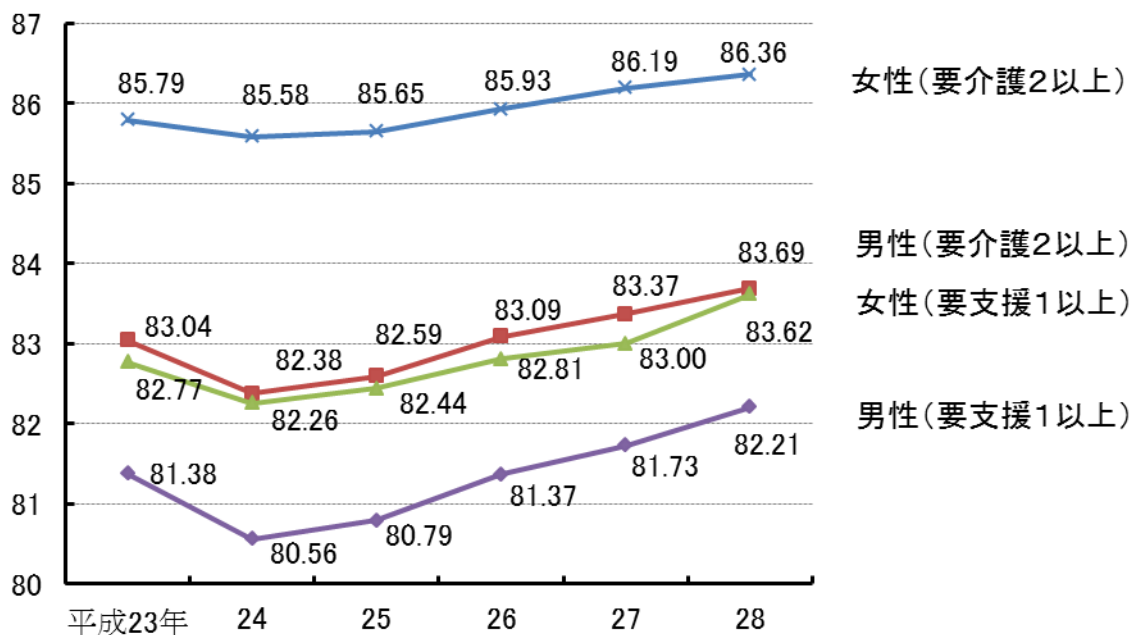
(1) 65歳健康寿命の推移と高齢化の実態

国の「健康日本 21（第二次）」では、高齢化の進展や疾病構造の変化を踏まえ、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと）の延伸の実現をめざしています。

東京都では、「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）」という方法で各区市町村の健康寿命を算出し、その比較と把握を行っています。東京都の採用する65歳健康寿命とは、65歳の人何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表すものです。

東京都の算出結果によれば、要介護1以上を障害とした場合と、要介護2以上を障害とした場合、本市の65歳健康寿命の推移（図6）をみると、平成24年以降わずかずつつではあるものの着実に延伸していますが、引き続き、健康寿命の延伸につながる減塩等の推進やメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防や改善等が求められています。

<図6 65歳健康寿命の推移・稲城市>
(歳)

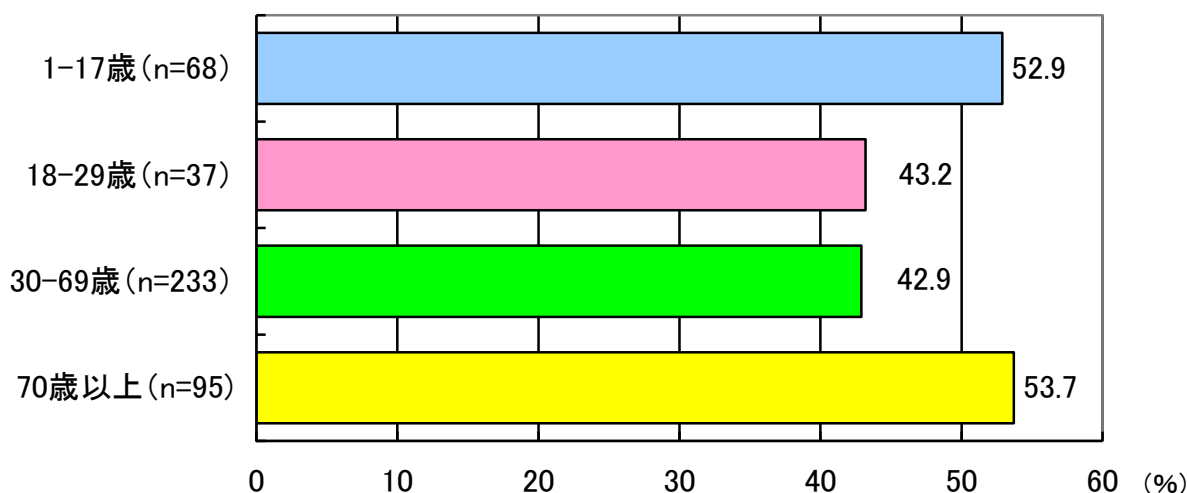


【出典：東京都福祉保健局】

(2) 栄養・食生活に関する状況の実態

エネルギーの栄養素別摂取構成比率は、平成17年以降あまり変更がみられませんが、平均摂取エネルギーは年々減少傾向にあります。また、脂質エネルギー比率が適正な者の割合は(図7)1-17歳52.9%、18-29歳43.2%、30-69歳42.9%、70歳以降53.7%で、前回調査と比較すると30歳以降で改善傾向にあります。

<図7 脂質エネルギー比率が適正(20%以上30%未満)な者の割合・東京都>

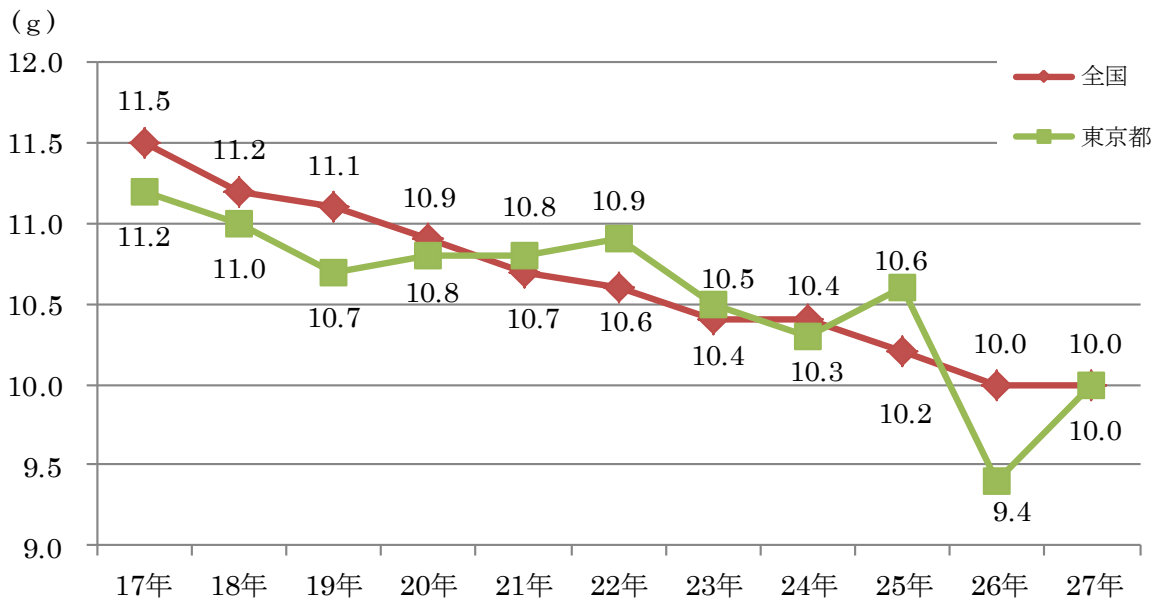


【出典：平成27年東京都民の健康・栄養状況】

n = 対象人数

1人1日当たりの食塩摂取量の平均は男性10.5g、女性9.0gで減少傾向にあり、平成17年から11gを下回っていますが(図8)、引き続き減塩の推進が大切です。

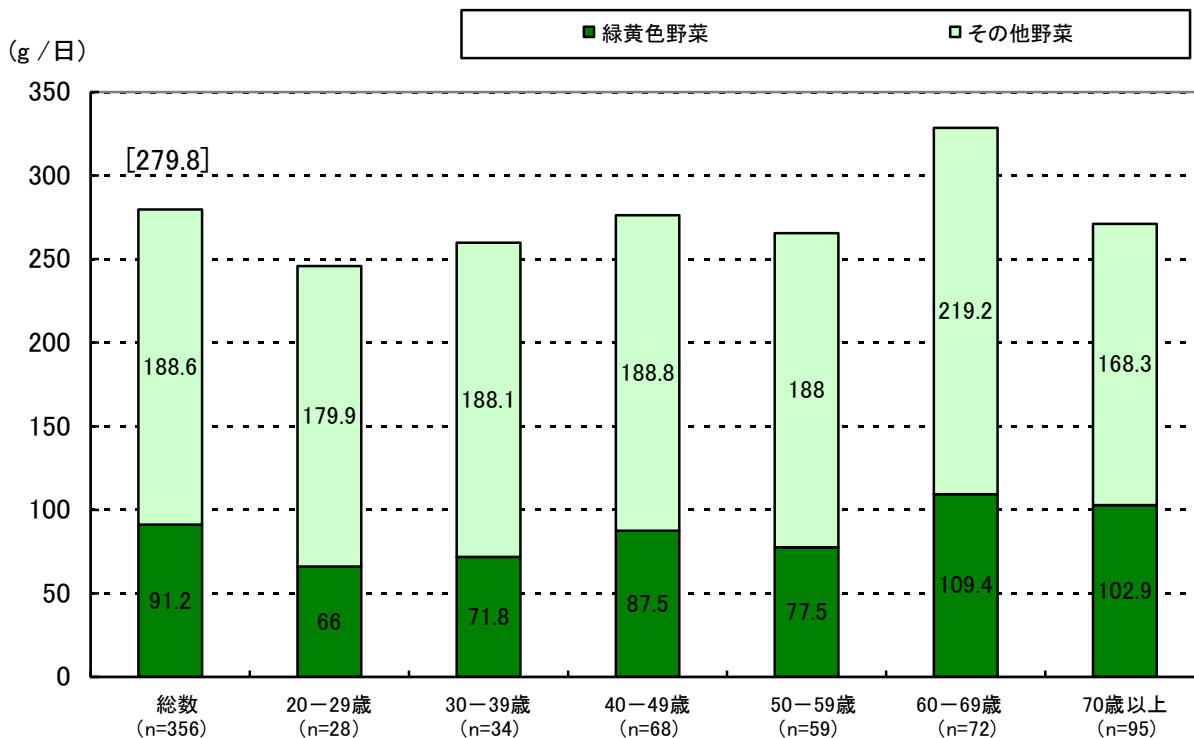
<図8 食塩摂取量の平均値（20歳以上、年次推移）・東京都>



【出典：平成27年東京都民の健康・栄養状況】

成人1日あたりの野菜類の平均摂取量（図9）は279.8g（男性293.5g、女性268.0g）であり、目標である350gを下回っています。

<図9 野菜類摂取量の平均値（20歳以上）・東京都>



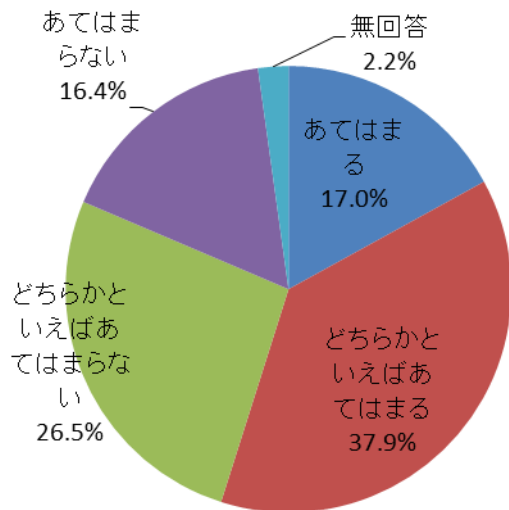
【出典：平成27年東京都民の健康・栄養状況】

n = 対象人数

(3) 体型や生活習慣病の実態

生活習慣病を予防・改善するための食事をしている者の割合（図10）は54.9%で、50歳以上に多く、若い世代の生活習慣病を予防・改善するための食事の意識は低い傾向にありました。

<図10 稲城市の生活習慣病を予防・改善するための食事をしている者の割合>
問：生活習慣病を予防・改善するための食事をしていますか。

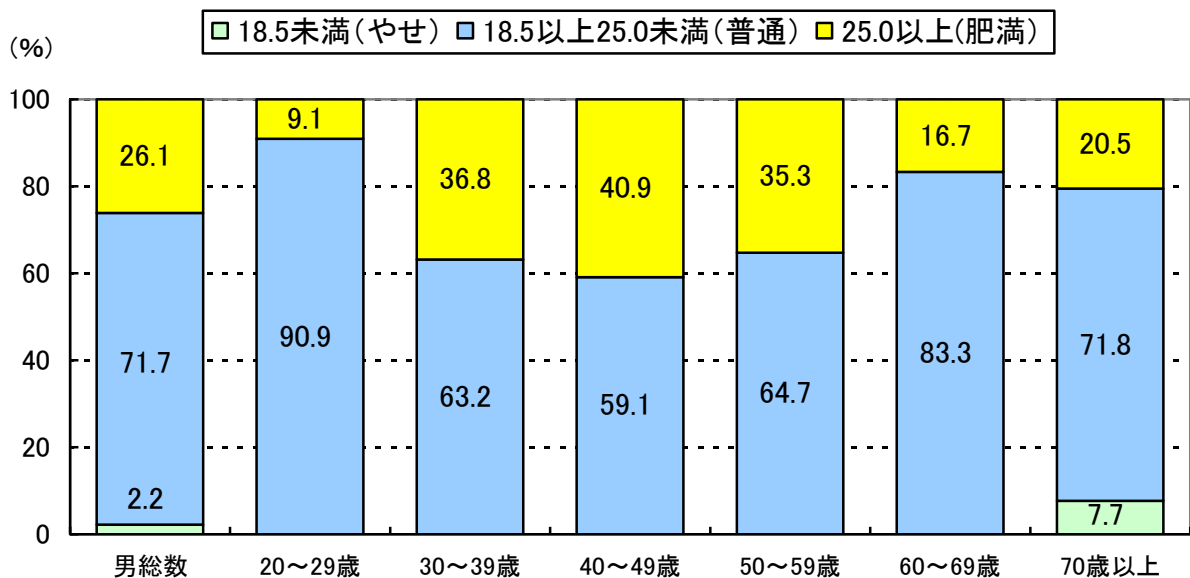


回答内容	人
あてはまる	190
どちらかといえばあてはまる	424
どちらかといえばあてはまらない	296
あてはまらない	183
無回答	25
合計	1,118

【出典：保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査～H28 保健医療調査～】

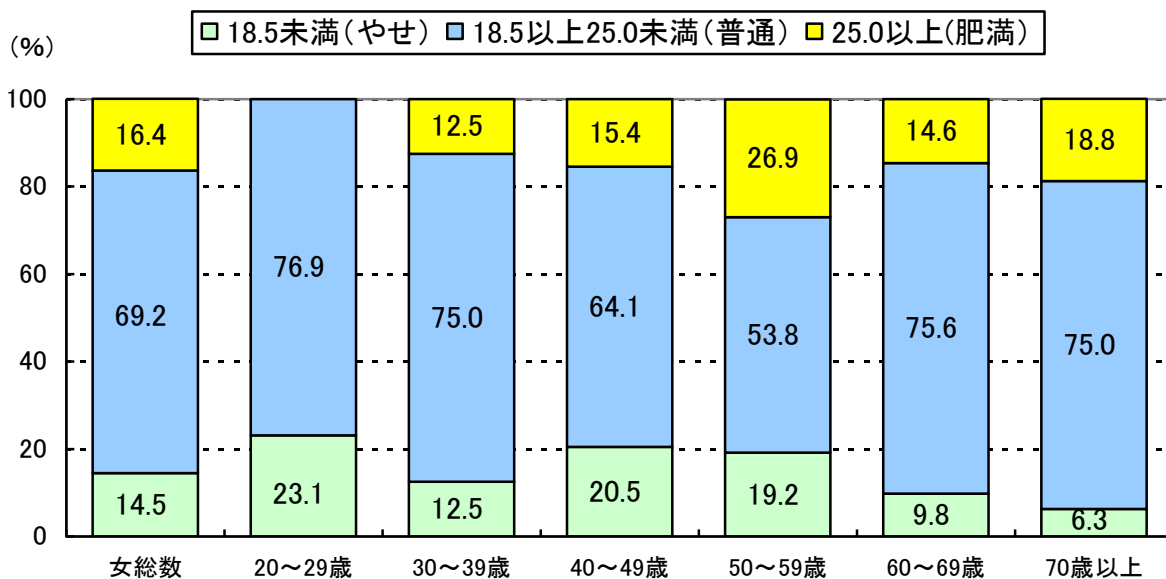
身長と体重から算出したBMIの状況（図11①②）を見ると、肥満者（BMI ≥ 25）の割合は、男性26.1%、女性16.4%と減少傾向にありました。一方、やせの割合は70歳代男性で7.7%、20歳代女性で23.1%と依然として高い傾向にありました。

<図11① 肥満とやせの割合（20歳以上、男性・年齢階級別）・東京都>



【出典：平成27年東京都民の健康・栄養状況】

<図 11② 肥満とやせの割合 (20 歳以上、女性・年齢階級別・妊婦除外)・東京都>

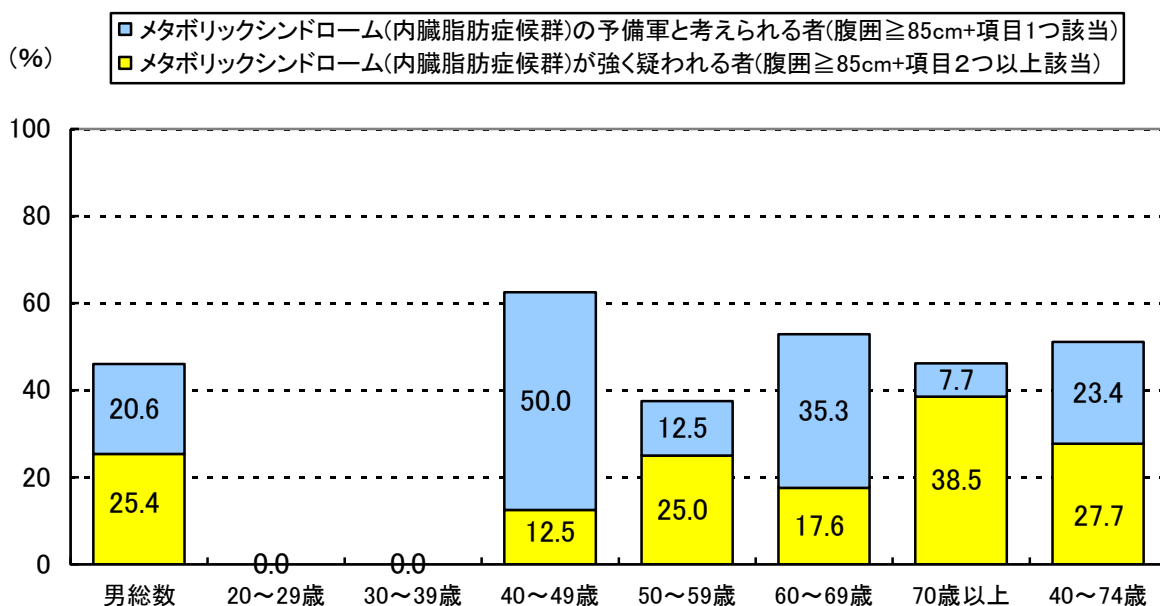


【出典：平成 27 年東京都民の健康・栄養状況】

また、20 歳以上において、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者の割合は(図 12①②)、男性で 25.4%、女性で 6.6%、予備軍と考えられる者の割合は、男性で 20.6%、女性で 6.6%でした。

引き続き、生活習慣病の予防及び改善につながる適正体重の維持のための、健全な食生活の実践にむけた食育の推進が必要です。

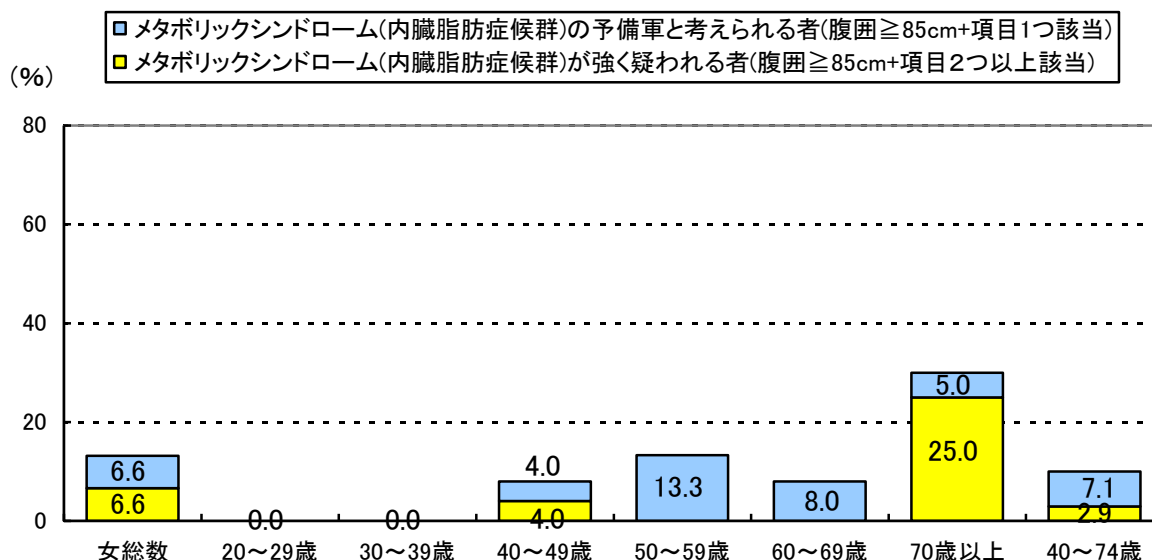
<図 12① メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の状況
(20 歳以上、男性・年齢階級別)・東京都>



【出典：平成 27 年東京都民の健康・栄養状況】

<図 12②> メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状況

(20 歳以上、女性・年齢階級別・妊婦除外)・東京都>



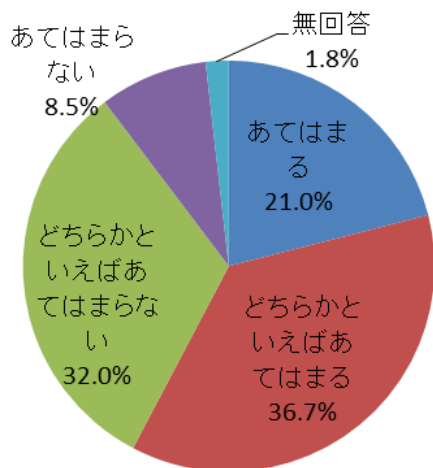
【出典：平成 27 年東京都民の健康・栄養状況】

(4) 食事中のそしゃく状況の実態

20 歳以上において、よく噛んで味わって食べている者の割合(図 13)は、57.7%で 50 歳以上に多い傾向にありました。成人期は、仕事や家庭において多忙な時期ではありますが、ゆっくり噛んで食べることが消化促進につながり、ひいては身体へプラスの影響を及ぼすことと併せて、生活習慣病予防のために重要なことであると啓発普及していくことが必要となります。高齢期では、ゆっくり噛んで味わって食べている方のほうが、成人期と比べると高くなっています。身体機能を維持し、食べる、話す、笑うなど口の機能を十分に使い、いつまでもおいしく食べられるよう、歯と口のセルフケアについての啓発普及も大切です。

<図 13 稲城市のよく噛んで味わって食べている者の割合>

問：よく噛んで味わって食べていますか。



回答内容	人
あてはまる	235
どちらかといえばあてはまる	410
どちらかといえばあてはまらない	358
あてはまらない	95
無回答	20
合計	1,118

【出典：保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査～H28 保健医療調査～】

3 農家との交流や体験の大切さ

食に関する関心や理解の増進を図るためには、広く市民に農業体験の機会を提供し、農業について知識や理解を深めてもらうことが重要です。本市では、農地を利用した学習体験や市内農家の農作業ボランティアをすることを目的とした、ボランティア養成事業を行っています。

今後も、農家と学校、保育所等の教育関係者を始めとした、食育を推進する広範な関係者等が協力し、幅広い世代に対する多様な農業体験の機会の提供が大切です。

4 食の循環や環境への理解

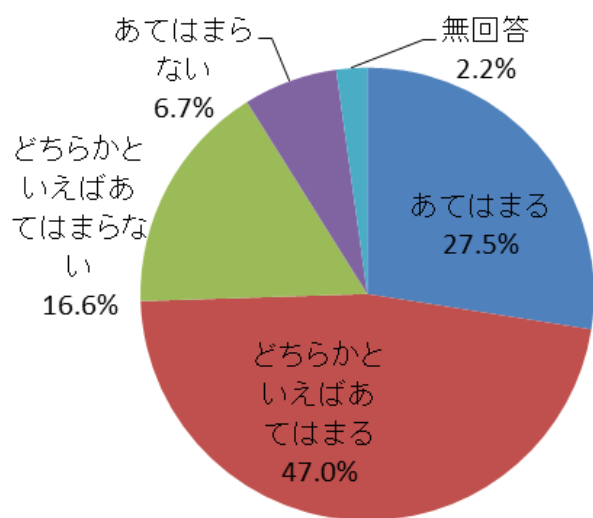
食に対する感謝の念を深めていくためには、自然や社会環境との関わりの中で、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、生産者を始めとした多くの関係者により、食が支えられていることを理解することが大切です。また、国内では大量の食料が食べられないまま廃棄されるという、食料資源の浪費や環境への負荷の増加にも目を向ける必要があります。

食品の買いすぎや食べ残さない工夫をしている者の割合（図 14）は 27.5%と低い傾向にありました。

「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減に取り組むことは、食育としても大切です。

<図 14 稲城市の食品の買いすぎや食べ残さない工夫をしている者の割合>

問：食品の買いすぎ食べ残さない工夫をしていますか。



回答内容	人
あてはまる	307
どちらかといえばあてはまる	525
あてはまらない	186
どちらかといえばあてはまらない	75
無回答	25
合計	1,118

【出典：保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査～H28 保健医療調査～】

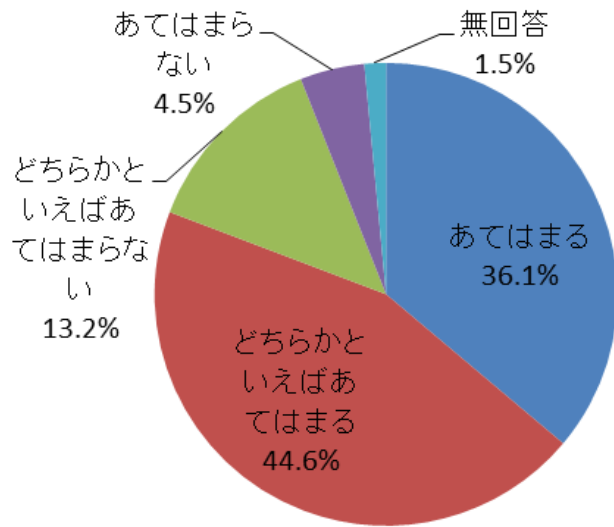
5 安全で安心な食への理解

食品の安全性に配慮している者の割合（図 15）は 80.7%、で市民の食への安全・安心に対する関心が高い傾向にありましたが、市内産の農産物を利用する者の割合（図 16）は、12.9%と低い傾向にありましたが、市民が食に関する知識と理解を深め、安全で安心な食を選択する力を育てるため、引き続き、食に関する正しい情報提供と直売所等での

市内産農産物の販売や、給食での利用を推進していく必要があります。

<図 15 稲城市の食品の安全性に配慮している者の割合>

問：食品の安全性に配慮していますか。

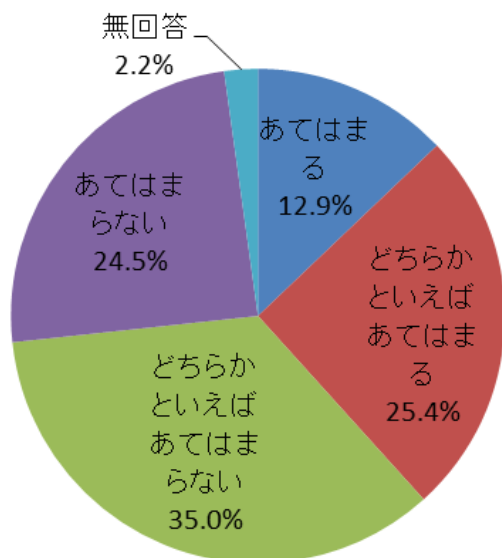


回答内容	人
あてはまる	404
どちらかといえばあてはまる	499
どちらかといえばあてはまらない	148
あてはまらない	50
無回答	17
合計	1,118

【出典：保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査～H28 保健医療調査～】

<図 16 稲城市の市内産の農産物を利用する者の割合>

問：市内産の農産物を利用していますか。



回答内容	人
あてはまる	144
どちらかといえばあてはまる	284
どちらかといえばあてはまらない	391
あてはまらない	274
無回答	25
合計	1,118

【出典：保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査～H28 保健医療調査～】

6 食生活に関する市民の価値観

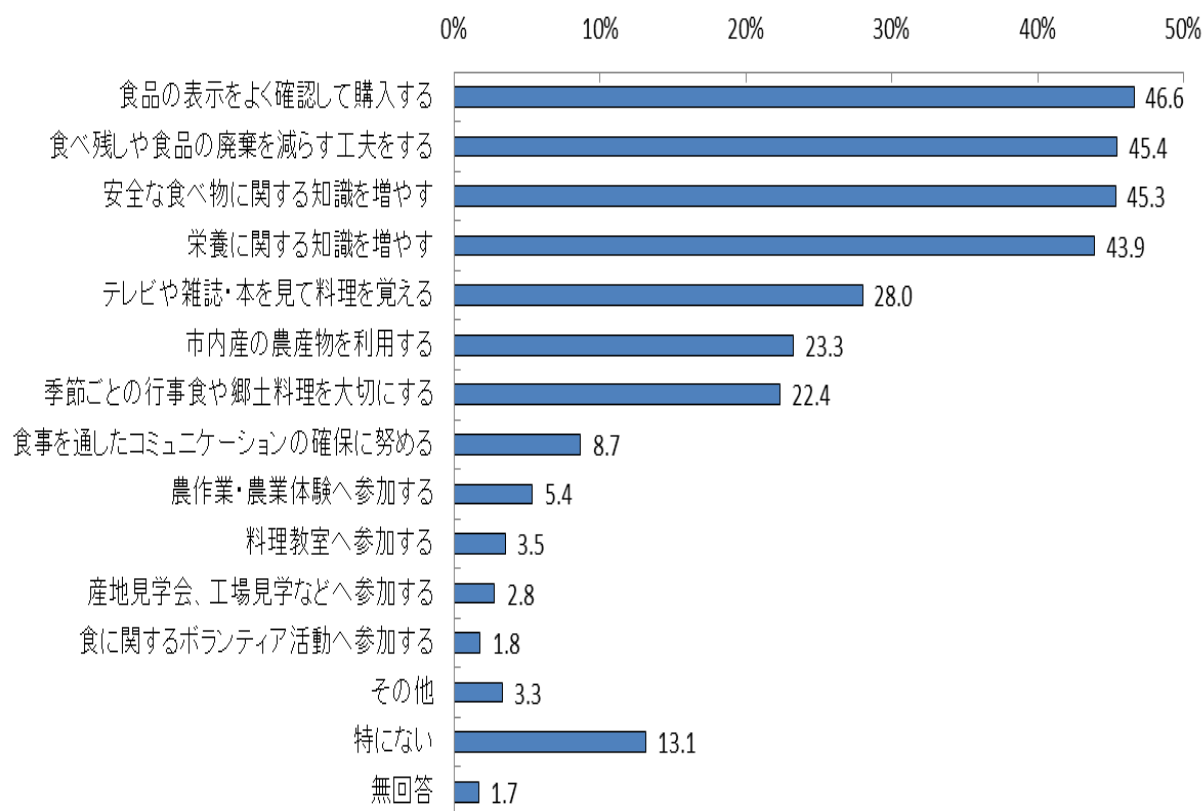
食生活を健全で豊かにするための意識調査(図 17)では、「栄養に関する知識を増やす」「安全な食べ物に関する知識を増やす」「食品の表示を良く確認して購入する」「食べ残しや食品の廃棄率を減らす工夫をする」と回答した者が多い一方で、料理教室や農作業・

農業体験への参加など食事を通じたコミュニケーションについての回答は少なく、個々の知識を増やすことへの意識は高いものの、他の人と一緒に体験することへの意識は低い傾向にありました。

食育は個人の食生活に関わる問題であるため、市民の理解と実践を促進することが大切になります。食育に対する市民の関心や意識を高めるため、引き続き積極的な情報提供を行う必要があります。

<図 17 食生活を健全で豊かにするための意識調査・稲城市>

問：食生活を健全で豊かにするためにしていることは何ですか。



【出典：保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査～H28 保健医療調査～】

第3章 食育推進の基本的な考え方

1 国が目指す食育の基本理念

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的として制定された食育基本法に基づき、食育推進基本計画及び第2次食育推進基本計画を作成し、これまで10年にわたり食育を推進してきました。その結果、家庭、学校、保育所等における食育は着実に推進され、進展しています。

そして、今後の食育の推進に当たっては、食をめぐる課題を踏まえ、様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら、多様に連携・協働し、その実効性を高めつつ、国民が「自ら食育推進のための活動を実践する」ことに取り組むとともに、国民が実践しやすい社会環境づくりにも取り組むことで、食をめぐる諸課題の解決に資するよう推進していく必要があります。

これまでの食育推進の成果と、食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、第3次食育推進基本計画に基づき食育を推進していきます。

<重点課題>

- (1) 若い世代を中心とした食育の推進
- (2) 多様な暮らしに対応した食育の推進
- (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進
- (5) 食文化の継承に向けた食育の推進

2 本市が目指す食育の基本理念

本市でも、生涯にわたって健全な食生活を実現することは、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成につながることから、乳幼児から高齢者まで全ての市民を対象に食育を推進してまいります。また、広く市民が家庭、学校、保育所、幼稚園、地域、その他様々な機会と場所を利用して、食に関する体験活動を行い、理解を深める環境づくりが必要なことから、市民、地域団体、企業、市が相互の特徴を活かして協力し合う食育を推進します。このことから、本市が目指す食育として、「**バランスのとれた食事をおいしく・楽しく・感謝の気持ちで～食卓に笑顔があふれるまち・いなぎ～**」を掲げ、食育を推進します。

本市が目指す食育の基本理念

**バランスのとれた食事をおいしく・楽しく・感謝の気持ちで
～食卓に笑顔があふれるまち・いなぎ～**

3 基本目標

基本理念の実現を目指して、次の基本目標を設定しました。

1 バランスよい食事を心がけ、健全な食習慣を身に付け、健康寿命の延伸につながる食育を推進する。

指標	現状値 (平成 29 年度)	目標
栄養バランスを考えて食べている者の割合	75.8%	増やす
生活習慣病を予防・改善するための食事をしている者の割合	54.9%	増やす
毎日朝食を食べている者の割合	88.7%	維持
よく噛んで味わって食べている者の割合	57.7%	増やす

2 共食を通じて食事のマナーやあいさつ習慣等、食や生活に関する基礎を習得し、日本の食生活、食文化を継承させる。

指標	現状値 (平成 29 年度)	目標
食事をする時は誰かと一緒に食べている者の割合	70.7%	増やす
学校給食における和食献立の割合	55%	増やす

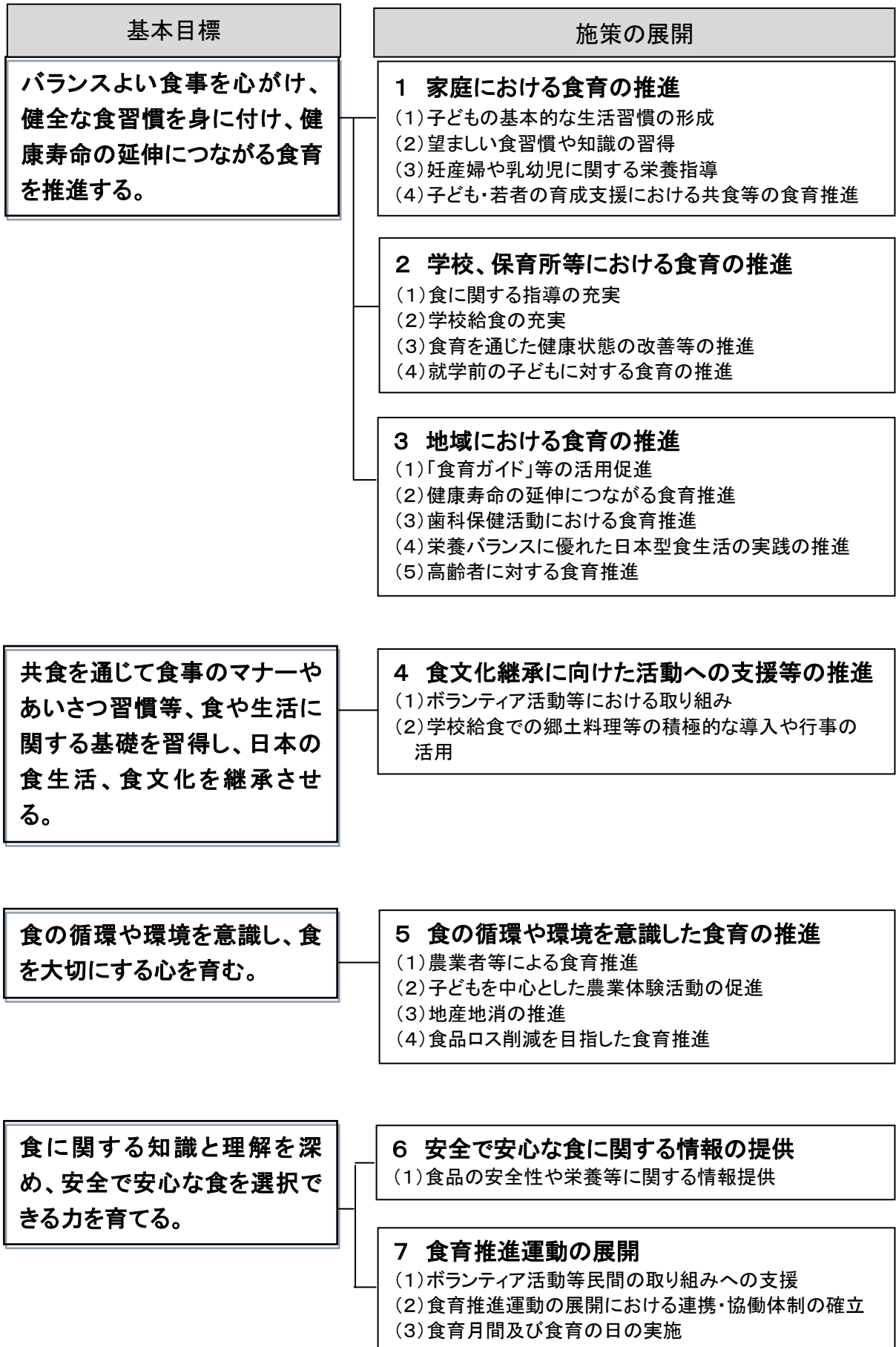
3 食の循環や環境を意識し、食を大切にすることを育む。

指標	現状値 (平成 29 年度)	目標
学校給食における地元産農産物を使用する割合	6.5%	増やす
食品の買いすぎや食べ残さない工夫をしている者の割合	74.5%	増やす

4 食に関する知識と理解を深め、安全で安心な食を選択できる力を育てる。

指標	現状値 (平成 29 年度)	目標
食品の安全性に配慮している者の割合	80.7%	維持

バランスのとれた食事をおいしく・楽しく・感謝の気持ちで、食卓に笑顔があふれるまち・いなぎ



第4章 具体的な施策の展開

食育は、健康な毎日を過ごすための食生活の確保や食事マナー、伝統的な食文化の継承、また、自然への恩恵や生産者への感謝の念、安全で安心な食を選択する能力の保持など目的は様々で、対象も乳幼児から高齢者まで広範囲にわたります。そのため、家庭のみならず学校等関係機関・団体や市がそれぞれの役割に基づき、互いに連携し、総合的な推進を図っていくことが必要です。

そこで、7つの推進分野ごとに、取り組みの方向性を提示し、具体的な施策を展開することで、市民の食育活動を推進します。

1 家庭における食育の推進

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域で共有され、世代を超えて受け継がれてきましたが、社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における食に関する作法や望ましい食生活の実践等が難しくなっています。加えて、健康寿命の延伸の観点からも家庭における日々の食生活を見直すとともに、生涯にわたり生活習慣病の予防や改善に努めるため、次世代に伝えつなげる食育の推進が重要になります。このため、家庭における食育に関する理解が進むよう、食育機能を様々な側面から支援する取り組みを進めます。

(1) 子どもの基本的な生活習慣の形成

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣の形成について、生活リズムの向上を図るために、学校、家庭、地域、民間団体等の協力を得ながら「早寝早起き朝ごはん」運動等を推奨します。

(2) 望ましい食習慣や知識の習得

子どもが実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていくとともに、保護者への食育を学習する機会を設け、望ましい食習慣や食事を楽しむための活動を推進します。

【主な取り組み】

事業名	親と子の教室	担当課	生涯学習課
概要	「親と子の教室」において、食育に関する内容を取り入れた調理実習や講義を実施し、食への関心を深める機会を提供します。		

(3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤の確保は重要であることから、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため、何をどれだけどのように食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針である、「妊産婦のための食生活指針」の普及を進めます。また、乳幼児期は心身機能や食行動の発達が著しい時期であることを踏まえ、「授乳・離乳の支援のガイド」の普及を進めるなど、栄養指導の充実を図ります。さらに、平成27年度より開始し、全ての子どもが健

やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した栄養指導を含む母子保健サービスの展開を推進します。

【主な取り組み】

事業名	乳幼児等健康診査事業	担当課	健康課
概要	乳幼児期に必要な栄養、発達に応じた望ましい食習慣の獲得のため、乳幼児健診時に栄養相談、ミニ講座を行います。		

事業名	母親学級	担当課	健康課
概要	「妊産婦のための食生活指針」の普及を進め、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため集団指導及び個別指導を行います。		

事業名	離乳食調理講習会	担当課	健康課
概要	母親が離乳食に対して関心の高いこの時期に、発達段階に応じた望ましい食習慣獲得のための調理講習会を行います。		

（４）子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進

様々な子ども・若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において、食育についての理解を促進します。

特に、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食の推進とともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育の推進を図ります。

【主な取り組み】

事業名	料理教室など	担当課	児童青少年課
概要	簡単な料理作りやおやつ作りを通じて食事づくりを身近に感じ、料理することの楽しさ、みんなでテーブルを囲んで食べる楽しさを体験する場を提供します。		

2 学校、保育所等における食育の推進

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が懸念されることから、学校、保育所等には、子どもへの食育を進めていく場として役割を担うことが期待されています。例えば、様々な学習や体験を通し、食料の生産から消費に至るまでの食に関する成り立ちを知ることは、食に関する感謝の念や理解を深めることにつながるなど、子どもへの食育活動になるとともに、家庭へ良き波及効果をもたらすことも期待できます。このため、給食の時間はもとより、各教科等の時間や総合的な学習、農業体験の機会の提供等を通じて、積極的に食育の推進に努めることが求められています。

栄養分野では、肥満等栄養の過剰摂取に加え、近年「やせ」の傾向にある若い女性が増加しているなど新たな課題も生じるとされています。成長過程にある児童生徒のころ

から適切な栄養摂取やその大切さを学べるような環境づくりが大切です。これらを踏まえ、生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、適切な栄養バランスの確保に留意すると共に、身体活動の観点も含めた食と健康に関する総合的な取り組みを進めます。

(1) 食に関する指導の充実

学校では、学習指導要領に示された食育の推進を踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進します。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、学校教育を始めとする様々な機会を活用して、子どもに対する農業体験や食品の調理に関する体験等の機会を提供します。

【主な取り組み】

事業名	食育の充実	担当課	指導課
概要	各学校において食育についての全体計画を見直すとともに、食習慣の形成を図るよう、より効果的な教育活動を実施します。		

(2) 学校給食の充実

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、十分な給食の時間の確保及び指導内容の充実を図ります。

さらに、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動のうえに成り立っていることについて、児童生徒の理解を深め、感謝の心を育むよう、多様な食に触れる機会にも配慮します。地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める給食の普及・定着等の取り組みを推進します。

(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等が連携して、保護者の理解と協力の下に、児童生徒への指導において、肥満ややせが心身の健康に及ぼす影響等、健康状態の改善等に必要な知識を普及すると共に、望ましい食習慣の形成に向けた取り組みを推進します。

(4) 就学前の子どもに対する食育の推進

乳幼児期からの食育の重要性が増していることに鑑み、就学前の子どもが、発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、健康な生活を基本として望ましい食習慣を定着させると共に、豊かな食体験を積み重ねていくことができるよう、様々な取り組みを推進します。

【主な取り組み】

事業名	保育所運営事業	担当課	子育て支援課
概要	保育所運営において以下の事業を実施します。 ・献立表の配布、給食だよりの発行、試食会の実施、手作りおやつを提供 ・栄養士と調理師による指導 ・畑での野菜作りとその収穫物の調理（調理保育指導） ・絵本等の媒体を使った食育指導		

事業名	保育所での食育、給食の紹介	担当課	子育て支援課
概要	・子ども家庭支援センターホームページ（食べるの大好き）で保育所の行事食の写真とレシピ、調理保育の様子、食育指導の様子を紹介します。 ・稲城ふれあい保健・医療まつり等においてパネルなどで保育所の給食・行事食・調理保育・食育指導の様子を紹介します。		

3 地域における食育の推進

生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸するためには、健全な食生活が欠かせません。また、生活の質の低下を防ぐため、糖尿病の重症化予防も重要です。このため、生活習慣病の予防及び改善や健康づくりにつながる健全な食生活の推進等を、家庭、学校、保育所、生産者、事業者等と連携して進めます。また、主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進します。

(1) 「食育ガイド」等の活用促進

一人ひとりが自ら食育に関する取り組みを実践できるよう、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」、「食生活指針」について普及啓発を進めます。

【主な取り組み】

事業名	食事バランスガイドの普及	担当課	健康課
概要	市民の健康の保持増進が図れるよう、「食事バランスガイド」の普及を図ります。		

(2) 健康寿命の延伸につながる食育推進

生活習慣病の予防及び改善につながる食育を推進すると共に、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした第二次国民健康づくり運動（「健康日本 21（第二次）」）等を通じて、健全な食生活、健康づくりのための身体活動の実践につながる取り組みを推進します。

【主な取り組み】

事業名	健康づくり推進事業	担当課	健康課
概要	生活習慣病の予防及び改善につながる食育を推進すると共に、健康寿命の延伸を図るため、健康教育、健康相談を行います。		

(3) 歯科保健活動における食育推進

健康寿命の延伸には、健全な食生活が大切であり、よく噛んでおいしく食べるためには口腔機能が十分に発達し維持されることが重要です。このため、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、摂食・嚥下等の口腔機能について、乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能の維持・向上等、生涯を通じてそれぞれの時期に応じた歯と口の健康づくりを通じた食育を推進します。

【主な取り組み】

事業名	乳幼児等歯科健康診査事業及び親子はみがき教室	担当課	健康課
概要	乳幼児期における口腔機能獲得及び向上のため、栄養指導、相談を行います。		

事業名	歯科講演会	担当課	健康課
概要	歯科講演会において、「食べる機能」を含めた食と健康についての啓発を行います。		

(4) 栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進

高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進します。

(5) 高齢者に対する食育推進

個々の高齢者の特性に応じて生活の質の向上が図られるように低栄養予防など食育を推進します。さらに、高齢者の孤食に対応するため、他の世代との交流も含めた地域ぐるみの取り組みを進めます。

【主な取り組み】

事業名	高齢者食生活改善事業	担当課	高齢福祉課
概要	高齢期の低栄養について理解し、バランスの取れた食事内容や、簡便な調理方法を知って毎日の食事に取り入れ、栄養状態の維持、改善を目指すため、調理講習会等を開催します。		

4 食文化継承に向けた活動への支援等の推進

米を中心に、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた日本型食生活は、家庭や地域において継承されてきました。この特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつあります。その要因に、昨今のライフスタイル、価値観、ニーズの多様化が挙げられます。

市では、先人によって培われた伝統ある食文化の良い面を次世代に継承すべく、関係機関と連携して推進します。

(1) ボランティア活動等における取り組み

健康な食事づくり推進員及び、ボランティア等が行う料理教室並びに体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図ります。

【主な取り組み】

事業名	料理教室など	担当課	児童青少年課
概要	季節の行事などに関連する料理作りやおやつ作りを通じて、食生活に興味・関心を持ってもらいます。		

(2) 学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

伝統的な食文化について子どもが早い段階から興味・関心を持って学ぶことができるよう、学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導に活用されるように促進します。

【主な取り組み】

事業名	「和食」の保護と次世代への継承	担当課	学校給食課
概要	和食給食の提供機会を増やしていくことにより、「和食」料理の味や、食べ方・作法等の継承を図ります。		

5 食の循環や環境を意識した食育の推進

食育を推進するうえで、特に重要なことは、食に対する感謝の念を深めることと、食を生み出す農業への理解を深めることです。そして、農産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は人々のふれあいや、地域の活性化を図るため、また、地域で食育を進めるためにも貴重な場となります。農業への関心と理解を深め、後継者等の育成も含めた様々な取り組みを進めます。

また、生産から消費に至る食の循環を意識し、食品ロスの削減等環境にも配慮した取り組みを進めます。

(1) 農業者等による食育推進

農業に関する体験活動は、農産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、市民の食生活が自然の恩恵のうえに成り立っていること、及び食に関わる人々の様々な活動に支えられていることなどに関する理解を深めるうえで重要です。また、農業者等は、学校、保育所等の教育関係者を始めとした食育を推進する広範な関係者等と連携し、幅広い世代に対して農業に関する多様な体験の機会を提供するよう努めます。

【主な取り組み】

事業名	援農ボランティア推進事業 「いなぎ農業ふれあい塾」	担当課	経済観光課
概要	稲城市内農家の農作業ボランティアをすることを目的として、受講生を募集し、1年間の実習・座学によりボランティアを養成します。		

(2) 子どもを中心とした農業体験活動の促進

子どもを中心に、食に対する関心と理解を深める必要があることから、農産物の生産における様々な体験の機会を提供するよう努めます。

【主な取り組み】

事業名	農業体験学習	担当課	指導課
概要	体験学習の一環として、市内の農家の方をゲストティーチャーに迎え、農作物等の植え付けや収穫などの方法を直接学ぶ場を設定していきます。		

(3) 地産地消の推進

直売所等における地域の農産物の利用促進を図るため、多様な品目の生産・供給体制の構築及び加工品の開発を推進すると共に、学校給食等における地域の農産物の利用拡大を図ります。

【主な取り組み】

事業名	地産地消の推進	担当課	学校給食課
概要	学校給食における地元産農産物等を積極的に使用していきます。		

事業名	いなぎ日曜日	担当課	経済観光課
概要	毎月第2・第4日曜日に市内大型店舗等において、地場産農産物等の販売を出店者が主体となって実施しています。		

事業名	農地探検 「地場野菜の収穫体験」	担当課	経済観光課 市民協働課
概要	市内丘陵部の複数の農地を徒歩でまわり、地場産農産物の収穫を体験し、地場野菜を使ったすいとんを味わいます。		

(4) 食品ロス削減を目指した食育推進

食品ロスを国民一人当たりに換算すると、お茶碗約一杯分（約134g）の食べ物が毎日捨てられています。この「もったいない」をなくすためにも、消費者自らが、ごみ減量につながる食品ロスに対する認識をより高めて消費行動を改善するよう取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	フードドライブ	担当課	環境課
概要	食品ロスの削減によるごみ減量や食品の有効利用を目的として、家庭や事業所で余っている食品を持ち寄り、福祉団体や施設等へ寄付する活動を行います。		

6 安全で安心な食に関する情報の提供

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要です。しかし、インターネット等の普及により、食に関する様々な情報があふれ、信頼できる情報を見極めることが難しい状況にあります。そのため、健全な食生活の実践に当たっては、最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠です。市民が食に関する知識と理解を深め、安全で安心な食を選択する力を育てるため、食品の安全性や栄養など正しい情報を提供します。

(1) 食品の安全性や栄養等に関する情報提供

健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性や栄養等に関する様々な情報については、市民が十分に理解し活用できるよう、わかりやすく入手しやすい形で情報提供します。

【主な取り組み】

事業名	けんこうたより「食とけんこう」の作成及び配布	担当課	健康課
概要	健全な食生活の実践に向け、食生活や健康に関する情報を隔月で年6回発行（市内保育園、幼稚園、小中学校、公民館等へ配布、ホームページに掲載）します。		

平成29年1月号
けんこうたより NO. 95

食とけんこう

お正月は「行事食」を楽しもう!

季節ごとの行事やお祝いの日に食べる特別な料理を「行事食」といいます。一年の始まりを祝うお正月はたくさんの「行事食」に出会うことの出来る良い機会です。今回はお正月の「行事食」をご紹介します。

「おせち料理」
昔は節目の日に食べるお祝い膳のことをおせち(御節)と呼んでいましたが、今ではお正月の料理をあらわす言葉になっており、家族の幸せや健康を願う意味がこめられています。

- ・黒豆 “まめ”に働き、しわが寄るまで健康に過ごせますように
- ・数の子 子宝に恵まれますように
- ・栗布巻 “よろこぶ”につながりますように
- ・五芳米(田作り) 米を豊かに五芳と収穫できますように
- ・れんこん 先々の見通しが良くなりますように
- ・ごぼう 細く長く、土に根を張って生きるように

「七草がゆ」
七草がゆは、疫病予防と邪気払いのおまじないの意味で1月7日の朝に食べる行事として始まり、雪の下に萌える若菜の生命力を取り入れたいという願いが込められています。「七草なすなを手で搦み(れ、なすな、ごぎょう、ほこへら、ほとけのざ、すずな、すずしろ)を包丁で切み、もちを入れたおがゆに仕立てます。お正月で疲れた胃腸の調子を整える効果もあります。

「鏡開き」
1月11日はお供えしていた鏡もちを下げて食べる鏡開きです。堅くなったおもちをちぎっては切れませんので、木槌などでたたきます。細かくしたおもちを小豆を使ってお汁粉やぜんざいにして食べます。細かくしたおもちを3~4日乾燥させて低糖の油で揚げた揚げもちをふるとおかきになります。

発行・編集 稲城市保健センター
稲城市百村112-1 電話378-3421
URL: https://www.city.inagi.tokyo.jp/kenko/iryuu_kenkou/taiyori.html

平成29年11月
けんこうたより NO. 100

食とけんこう

楽しい食事の時間にしよう!

～知っておきたい食事のマナー～

食事のマナーと聞くと、『テーブルマナー』を連想される方もいるかと思いますが、一緒に食事をする人が楽しい食事の時間になるように配慮する、食事や食料を作ってくれた人への感謝の気持ちを持つことが大切な食事のマナーです。

●こんなことありませんか?

- ひじをついて食べる
- 本やスマートフォン、ゲームなど、何かをしながら食べている
- おはしで食器をたたいたり、食事中に遊んでしまう
- 口の中に食べ物を入れたままおしゃべりする
- おはしやスプーンなどを使わなかったり、お茶碗やお椀など持てる食器を持たないで食べる
- きらいな物は食べないで残す、よける

●すべてマナー違反です!
あてはまる項目はありましたか? 楽しい食事の時間になるようにご自身の食事のマナーを見直してみましよう。また、食事のマナーのお手本は身近な大人です。家庭の中で、保護者から子どもへ食事のマナーを伝えていきたいですね。

発行・編集 稲城市保健センター
稲城市百村112-1 電話378-3421
URL: https://www.city.inagi.tokyo.jp/kenko/iryuu_kenkou/taiyori.html

「食とけんこう」 健康課発行

7 食育推進運動の展開

食育を推進するための活動は、市民や地域団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、展開しなければなりません。

そのため市では、食育が行政の施策だけではなく、民間の活動を取り込んだ全市的な取り組みとなるよう市民や関係機関・団体が主体的に活動するための環境整備を進めます。

(1) ボランティア活動等民間の取り組みへの支援

食育を市民に浸透させていくために、市民の生活に密着した活動を行っているボランティア活動の活発化と、その成果の向上に向けた環境の整備を図り、地域における食育推進の中核的な役割を担えるよう支援します。

【主な取り組み】

事業名	健康な食事づくり推進事業	担当課	健康課
概要	「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を広めるとともに、市民自らが正しい食生活の普及を図り、市民の健康づくりを推進する稲城市健康な食事づくり推進員の活動を支援します。		

(2) 食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立

食育推進運動の展開に当たっては、教育関係者、農業者、ボランティア等、食育に係る多様な関係者による広範かつ横断的な連携・協働を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるように実施します。

【主な取り組み】

事業名	稲城市栄養連絡会	担当課	健康課
概要	市民が生涯を通じて適切な食生活を送ることが出来る環境づくり、地域での食育推進、関係機関の連携を図るため情報交換会を行います。		

(3) 食育月間及び食育の日の実施

毎年6月の「食育月間」と毎月19日の「食育の日」に食育推進運動を実施することにより、市民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図ります。

【主な取り組み】

事業名	食育月間及び食育の日の実施	担当課	健康課
概要	6月の食育月間及び毎月19日の食育の日について、広報・ホームページを活用して市民に周知し、食育の推進を図ります。		

事業名	稲城ふれあい保健・医療まつり	担当課	健康課
概要	稲城市栄養連絡会(施設・団体)の活動紹介(パネル展示)や食育媒体の展示、パンフレットの配布を行います。		

第5章 食育推進の事例

家庭や学校、地域など、様々な場面で食育に取り組んでいます。
その取り組みについての事例を紹介します。

事例① 児童館 料理教室 「ラザニア作り」 児童青少年課

城山児童館では小学1年生以上を対象に「食に対する興味」「料理を作る楽しさ」を学ぶ機会となるよう、「しろやま農園」「しろやま DELI☆キッチン」を実施しています。土作りから野菜の収穫までを子ども達は身近に感じながら、料理を楽しんでいます。

夏休みの料理教室では自分達で収穫した野菜を用い、「ラザニア」に挑戦しました。手間のかかるラザニアも餃子の皮を使えば簡単で、トマトやズッキーニ、ナス、きゅうり、ゴーヤなどたくさんの野菜を何層にも重ねて「児童館特製ラザニア」が出来上がりました。さらに畑で収穫したスイカもデザートとし、自分達で育てた野菜なので苦手な子も、モリモリ食べていました。

収穫から調理・実食までを子ども達が実際に体験できる実り多い事業となりました。



事例② 健康な食事づくり推進委員会 健康課

稲城市健康な食事づくり推進委員会は、偏りのない食生活、適度な運動、十分な休養を柱とした健康づくりを推進するため、健康に関する学習会や食生活、生活習慣に関する講習会や講演会など毎年テーマを決めて活動しています。

健康な食事づくり推進委員会 子ども料理教室の様子



4歳、5歳のお子さんとお母さんと一緒にご飯を作りました。
しっかり、補助してあげると包丁も上手に使うことが出来ました。

事例③ 調理保育 子育て支援課

子ども達が『食』に興味を持って、『食べたい』『食べるのうれしい』『食べるの大好き』と思えるように、調理保育や畑の計画を立てています。

自分たちで育てた野菜は、格別の味！苦手でも食べてみようとする気持ちが起きてきます。

「ごろごろ野菜カレー作り」

畑で育ったじゃがいもと玉葱をみんなで収穫しました。
じゃがいもはよく洗って、小さいものは、皮付きで切らずにそのままカレーに入れました。



3歳児クラス
玉葱の皮むき
しめじほぐし

4歳児クラス
人参の皮むき



5歳児クラス
人参切り
玉葱切り
じゃがいも切り



けがのないように
保育者がフォロー
します。



外のかまどで、作ります。
炒める担当は、保育者。
子ども達は、「おいしくな〜れ」と
魔法の呪文を唱えながら、
楽しみに待ちます。

大きな鍋で作ったたくさんのカレー。
子ども達はおいしくて、嬉しくて、あっという間におかわりもたくさん食べました。
苗の植え付けから収穫、調理までを一貫して行うことで、作ることの大変さ、楽しさ
を知り、食べ物大切さを学んでいます。

事例④ 学校給食だより 学校給食課


学校給食共同調理場では、毎月1回、献立表と合わせ、学校給食だよりを発行しています。


1月 給食だより

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。
 いよいよ今年度の集大成、三学期のスタートです。イベントが多い冬休み中に、夜更かし、食生活の乱れ、運動不足などになっていませんか？健康の三大柱、食事・睡眠・運動に気をつけて、勉強・スポーツ・習い事・趣味などに気持ちを新たに取り組みましょう！



今月の
稲城市産食材





大空町との交流給食

平成30年1月11日(木)

北海道
大空町

東京都
稲城市

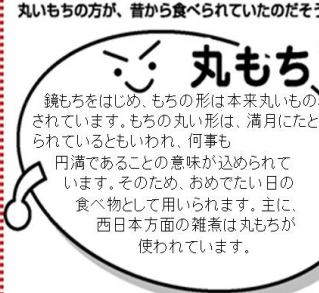


1,270km

今年も姉妹都市である北海道大空町から、小学五年生が稲城市に交流に来ます！
 1月11日は、交流給食のための献立です。大空町の玉ねぎとじゃが芋を使用して、人気の高いカレーにしました。デザートは大空町産のハスカップと稲城市産の梨を使用したコラボレーションゼリーです。
 楽しく食べて、良い思い出を作ってください。

お正月に、あなたはどんな雑煮を食べましたか？

雑煮のモチは四角であたりまえと思っていたら大まちがい。丸いモチの方が、昔から食べられていたのだそうです。



丸もち

鏡もちをはじめ、もちの形は本来丸いものとされています。もちの丸い形は、満月にたとえられているともいわれ、何事も円満であることの意味が込められています。そのため、おめでたい目の食べ物として用いられます。主に、西日本方面の雑煮は丸もちが使われています。



切りもち

関東では江戸時代頃から実生活にあった略式の「のしもち」を切った切りもちが用いられるようになりました。しかし、丸形には円満というおめでたい意味が込められているので、切りもちの角を丸くするために、焼いてふくらませるのだといわれています。

事例⑤ 高齢者食生活改善事業「シニア簡単クッキング」 高齢福祉課

「シニア簡単クッキング」は、高齢者の低栄養予防を目的に行われている講座です。じっくり学ぶ2日間コースと気軽に参加できる1日コースがあります。

高齢になるとエネルギーを多くとる必要はないと思われがちですが、むしろ身体機能を低下させないためには十分な栄養を取ることが重要です。それは、介護予防にもつながります。

2日間コースの講座では、講義のほか調理実習を行い、自宅に戻ってからでも続けられるような調理方法をお伝えし、低栄養予防への理解を深めています。



事例⑥ 地場野菜を使った料理教室で市民への食育を推進 市民協働課

稲城市で収穫した、新鮮な夏野菜で、暑い夏でも食欲がわくようなメニューを、講師指導の下、参加者同士がグループになって作ります。

参加者は初めて会う方同士がグループになりますが、どのように調理するか、しっかりと息を合わせて完成を目指します。完成後は、新鮮な地場野菜を使った料理を皆で食します。

例年7月頃に広報を通じて20名程度を募集します。材料費として、一人当たり700円をいただきます。

参加者の方々からも、「野菜を使ったレシピがとても参考になりました。」「家でも是非試してみたいと思いました。」などの声が寄せられています。



事例⑦ 農地探検 「地場野菜の収穫体験」 市民協働課／経済観光課

市内数ヶ所の畑を徒歩でまわり、周囲の自然に親しみながら農産物の収穫を体験します。農業やその風土、伝承文化に親しみ、農業への理解を深めることで『健全な食生活』や『食の安全・安心』に関する認識を高め、地産地消を推進することを目的に実施しています。

募集は20組で、市広報による募集と、募集チラシを市立小学校低学年へ配布します。参加費は1組1,500円程度とし、その他にすいとん代をご負担いただきます。

農業委員会共催及び農家の方々や農協職員協力のもと、野菜の特徴や、収穫方法などを聞きながら、参加者自らの手で白菜や大根、ネギ等の収穫体験をしたあと、上谷戸緑地体験学習館にて、地場野菜で作られたすいとんをご賞味いただきます。

参加者からは「楽しかった。」「近くで野菜が収穫できることを知ることができた。」など好評の声をいただいています。



事例⑧ フードドライブの実施 環境課

食品ロスの削減によるごみ減量や食品の有効利用を目的として、市内で開催されるイベント会場に家庭や事業所で余っている食品を持ち寄っていただき、福祉団体や施設等へ寄付する活動を行っているNPO法人に引き渡す事業を実施しています。



市民まつりでのフードドライブの様子

事例⑨ 援農ボランティア養成講座 「いなぎ農業ふれあい塾」 経済観光課

援農ボランティアとは、市内の農業者の高齢化や担い手不足等により営農が困難となった農家の作業を無償で行うと共に、農業者と交流することで稲城農業への理解を深めるものです。ボランティアを希望する方の中には農業経験が無い方も多いため、実際に援農を行う前に農業についての知識や技術を習得してもらうことを目的として、養成講座を実施しています。

消費者が援農ボランティアとなり、地場産農産物の生産を農業者と協同することで、地産地消の推進と消費者の「食」への理解を深めることに繋がります。

いなぎ農業ふれあい塾 圃場実習の様子

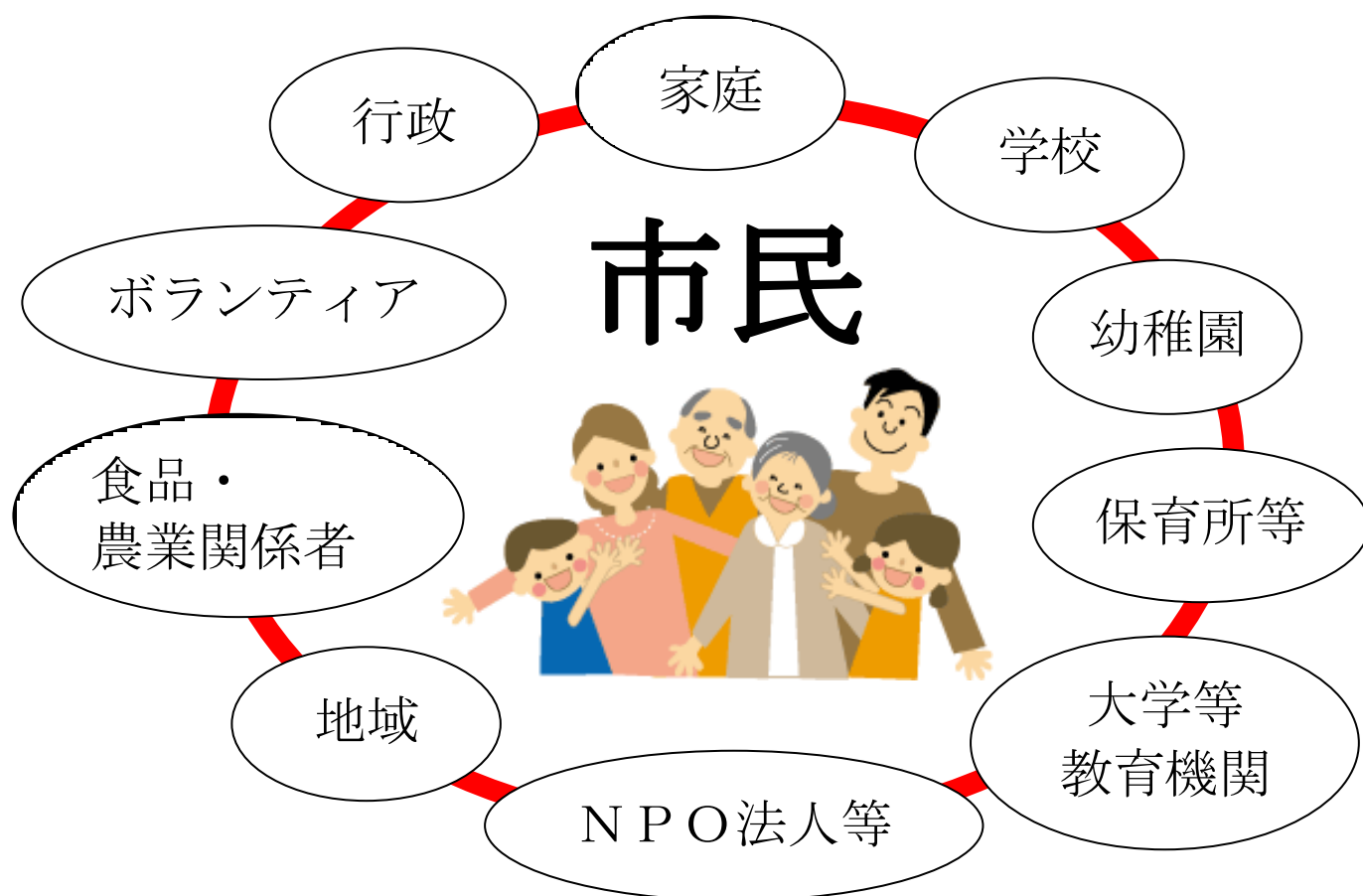


第6章 計画の推進にむけて

1 推進体制

本市では、家庭、学校、保育所等と連携し、様々な施策を展開することにより、市民の食育活動を推進します。

また、有識者、食育に関わる様々な分野で活動する団体の代表者で組織する「稲城市栄養連絡会」では、地域の中で連携した食育の取り組みを進めていくため、関係団体とのネットワークをより拡大し、情報の共有化を図ります。



2 計画の進行管理と評価

計画の推進にあたっては、進捗状況を確認し、取り組み内容を修正するなど、柔軟な対応が必要です。進行管理や推進方法の検討は、庁内関係部局からなる「食育推進計画庁内連絡会」において実施し、総合的かつ継続的に行うため、関連する事業の進捗状況を年度毎に確認していきます。

さらに、「栄養連絡会」においても、計画の検証を行い改善していきます。

資 料

1 検討経過

本計画の策定にあたっては、第三次稲城市食育推進計画策定委員会を設置しました。策定委員会は、全体会と専門部会に分かれ、検討がなされました。

また、より広範に市民からの意見を計画に反映するため、意見公募を実施しています。

(1)委員会

回	年月日	議題
第1回	平成29年 7月5日(水)	<ul style="list-style-type: none">・正副委員長選出・第三次稲城市食育推進計画の策定について・国の第3次食育推進計画・都の食育推進計画について・スケジュールについて
第2回	平成30年 5月25日(金)	<ul style="list-style-type: none">・策定の経過と今後の予定について・第二次計画と第三次計画の違い・第三次稲城市食育推進計画(案)について
第3回	平成31年 1月31日(木)	<ul style="list-style-type: none">・第三次稲城市食育推進計画(案)について

(2)専門部会

回	年月日	議題
第1回	平成29年 7月5日(水)	<ul style="list-style-type: none">・専門部会長選出・第三次稲城市食育推進計画の策定について
第2回	平成29年 11月29日(水)	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査について・食育推進の事例について
第3回	平成30年 1月17日(水)	<ul style="list-style-type: none">・第三次稲城市食育推進計画(案)について
第4回	平成30年 11月29日(木)	<ul style="list-style-type: none">・第三次稲城市食育推進計画(案)について

(3)市民意見公募

公募期間 平成30年8月1日(水)から8月14日(火)

応募意見数 1件

2 策定委員会設置要綱

稲城市食育推進計画策定委員会設置要綱

市長決裁 平成 18 年 12 月 5 日

(設置)

第 1 条 稲城市食育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、稲城市食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関する事項を調査し、計画を策定するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる者及びその他必要に応じ市長が認める者（以下「委員」という。）で組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 委員会に、稲城市食育推進計画策定委員会専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、計画案を作成し、委員会に報告するものとする。

3 部会は、別表第 2 に掲げる者及びその他必要に応じ市長が認める者（以下「部会員」という。）をもって構成する。

4 部会に、部会長を置く。

5 部会長は、部会に属する部会員の互選により選出するものとする。

6 部会長は、必要に応じて関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、福祉部健康課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年7月1日）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

組織改正については平成26年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

稲城市食育推進計画策定委員会委員

委 員
市民部経済観光課長
市民部環境課長
市民部市民協働課長
福祉部高齢福祉課長
福祉部健康課長
福祉部子育て支援課長
福祉部児童青少年課長
教育部指導課長
教育部学校給食課長
教育部生涯学習課長

別表第2（第7条関係）

稲城市食育推進計画策定委員会専門部会員

部 会 員
市民部経済観光課農政係長
市民部環境課ごみ・リサイクル係長
市民部市民協働課市民生活係長
福祉部高齢福祉課高齢福祉係長
福祉部健康課健康推進係長
福祉部健康課健康推進係に属する管理栄養士
福祉部子育て支援課保育・幼稚園係長
福祉部児童青少年課児童館・学童クラブ係長

教育部指導課指導係長
教育部学校給食課第一給食係長
教育部生涯学習課社会教育・公民館係公民館事業担当係長

3 食育基本法

食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々

は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図り

つつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の

成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

参 考 資 料

<国の資料>

- ・食育の推進（農林水産省ホームページ）
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/>
- ・食育基本法・食育推進基本計画等（農林水産省ホームページ）
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrenhou.html>
- ・食育白書（農林水産省ホームページ）
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/index.html>
- ・国民健康・栄養調査（厚生労働省ホームページ）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkou_eiyouchousa.html
- ・健康日本21（財団法人健康・体力づくり事業財団ホームページ）
<http://www.kenkounippon21.gr.jp/>

<東京都の資料>

- ・東京都食育推進計画（東京都産業労働局ホームページ）
http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/plan/norin/syokuiku/H28_3/
- ・東京都民の健康・栄養状況（東京都福祉保健局ホームページ）
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_zukuri/ei_syo/to_mineiyou.html
- ・東京都健康推進プラン21（東京都福祉保健局ホームページ）
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/plan21>
- ・食育・栄養に関すること（東京都南多摩保健所ホームページ）
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/minamitama/gyoumu/eiyou/index.html>

<稲城市の資料>

- ・稲城市保健福祉総合計画（稲城市ホームページ）
http://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/keikaku_hokoku/keikaku/hokenfukushi/index.html



第三次 稲城市食育推進計画

発行年月	平成31年3月
発行	稲城市
編集	稲城市福祉部健康課（稲城市保健センター） 〒206-0804 東京都稲城市百村112-1 電話 042-378-3421